

ブロック塀等撤去費助成

～撤去工事に区の助成制度を活用してください～

ブロック塀、レンガ塀、石塀、万年塀、その他これらに類する塀の、地震の揺れによる倒壊被害を防止するために、ブロック塀を撤去する方に対して、その費用の一部を助成します。



高さ 1.2m 以上
ブロック塀等の撤去

[助成額最大]

撤去する長さ×25,000 円/m

(法人:19,000 円/m)



区ホームページ



申請書類ダウンロード

(申請窓口)

江戸川区土木部保全課事業調整係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

直通電話 03(5662)1930

1 助成対象

以下のすべてに該当するブロック塀等を当該所有者（個人・法人）が撤去する工事

- ◆一般に供されている区内の道路に面しているもの（区道、国道、都道、私道など）
- ◆コンクリートブロック、レンガ、大谷石、万年塀等の組積造のもの
- ◆道路等からの高さが 1.2メートル以上のもの

⇒ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外となります

- ・塀撤去後及び、撤去作業開始後に申請した場合
- ・区が承認通知書を渡す前に、撤去工事を着手（契約）した場合
- ・対象となるブロック塀等が道路改良など公共事業の補償対象となる場合
- ・売買を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去をする場合
- ・撤去後、0.6メートル（道路側高さ）を超えるブロック塀等の設置・存置を行う場合
- ・マンション等区分所有において、管理組合等の了承なく撤去工事を行う場合
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う場合
- ・前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納している法人の場合

2 助成の対象とする費用

- ・対象ブロック塀等を撤去した費用
- ・ブロック塀等を撤去後、生け垣、フェンス等を設置した費用

3 助成額

- ・助成対象費用の3分の2（法人は2分の1）
助成額最大 撤去するブロック塀等の長さ×25,000円/m（法人は19,000円/m）
（注）最大 200万円/件

4 申請の流れ

